

●水防法等の一部を改正する法律

(公布)平成29年5月19日, (施行)平成29年6月19日

背景・必要性

○ 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。

○ 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。



法案の概要

1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

大規模氾濫減災協議会の創設

▼協議会のイメージ

○ 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。

○ 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

○ 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援

○ 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県のと配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

予算制度関係

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

○ 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

○ 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

○ 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

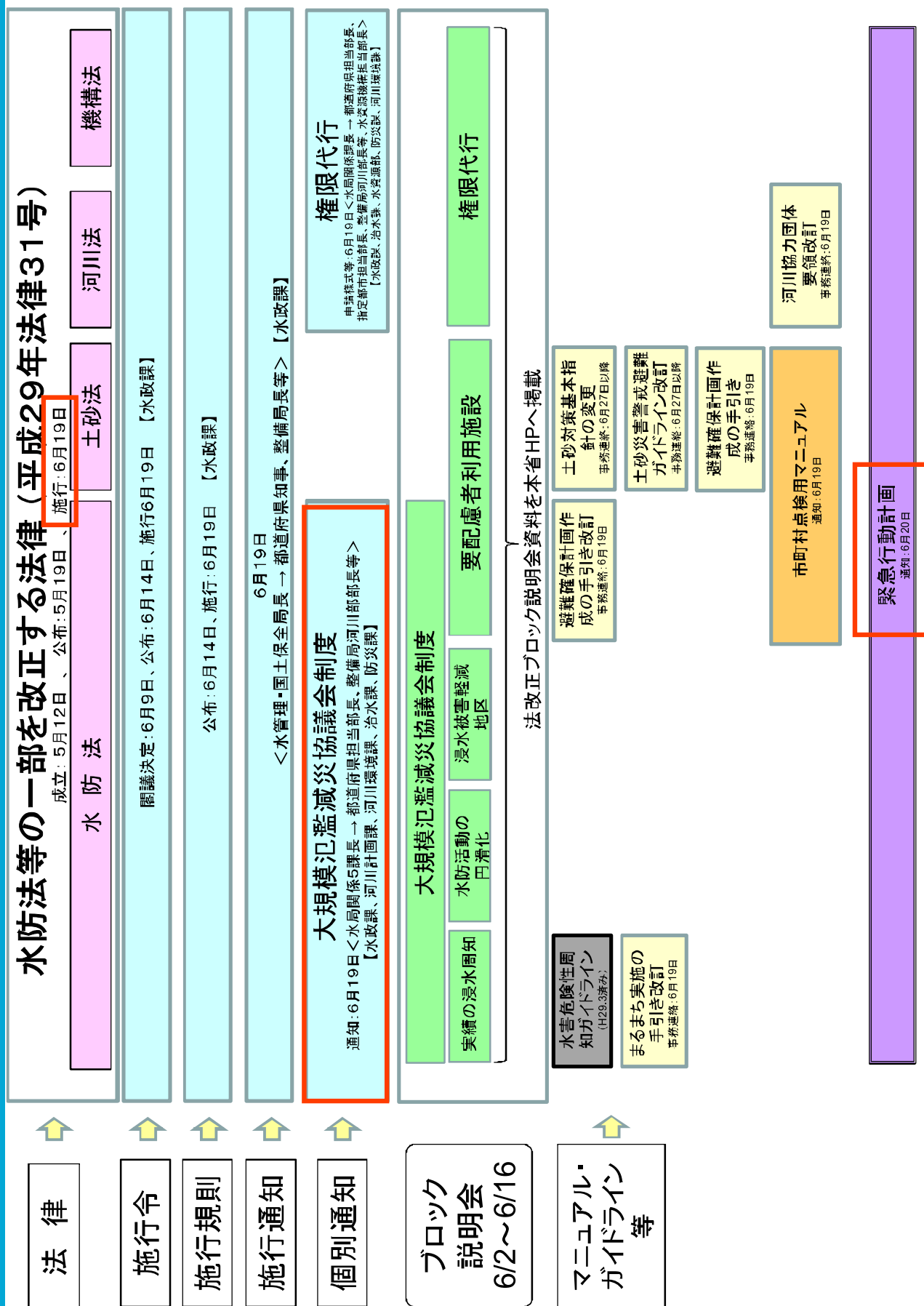
(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)
⇒ 関係機関と連携し、
2021年までに100%を実現

大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会 (約37%) (2016年12月)

⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定
※ 法定協議会の母数は見込み



「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日

国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年（平成 33 年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき協議会を水防法に基づき協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、該対策を立案				
平成29年出水期までに「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき協議会を水防法に基づき協議会へ移行し、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をつくり協議会を設置	毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表			



協議会の開催状況

水害対応タイムラインの作成促進

○平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了（平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し）
○平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村で、毎年、出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、沿川市町村の水害対応タイムラインを作成	協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成			

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

○平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
○平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの策定 ・市町村等向け点検マニュアル作成 ・要配慮者利用施設開設許可説明会の開催	平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有			
平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県、兵庫県のモデル施設において避難確保計画を検討・作成、とりまとめた知見については協議会等の場で共有。				

水害危険性の周知促進

○協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ
○平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知）			

防災教育の促進

○平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
○平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、29年度において作成計画の作成支援を先行して実施	平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 ・平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 ・国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有				
平成29年度より、29年度において作成計画の作成支援を先行して実施 平成29年度より、29年度において作成計画の作成支援を先行して実施 平成29年度より、29年度において作成計画の作成支援を先行して実施					

国 水 政 第 1 3 号
国 水 河 計 第 1 3 号
国 水 環 第 2 0 号
国 水 治 第 2 6 号
国 水 防 第 5 2 号
平成29年 6 月 19 日

鹿児島県水防担当部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

水 政 課 長



河 川 計 画 課 長



河 川 環 境 課 長



治 水 課 長



防 災 課 長



水防法第15条の9及び第15条の10に基づく
「大規模氾濫減災協議会」の運用について

平成29年 6 月 19 日に施行された水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号。
以下「改正法」という。)においては、今後、中小河川も含めた全国の河川で「水防災

意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、大規模氾濫減災協議会制度を創設したところである。

大規模氾濫減災協議会制度に関する解釈及び運用については、「水防法等の一部を改正する法律の施行について」（平成29年6月19日国水政第12号）をもって水管理・国土保全局長から通知されたところであるが、大規模氾濫減災協議会の組織、運営等についてはさらに下記の事項に十分留意して適切な運用に努められるとともに、各都道府県水防担当部長におかれては速やかに関係事項を貴管内関係市町村（指定都市を除く。）及び水防管理団体に周知方取り計らわれ、水防行政の運営に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言とする。

記

1. 大規模氾濫減災協議会の趣旨

改正法により創設する大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と総称する。）は、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）あらゆる規模の洪水の被害を軽減するためのハード・ソフト一体となった対策について、協議会の構成員である関係機関の取組を共有し、これを横断的・総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

2. 協議会の設置

大規模氾濫減災協議会については、国土交通大臣が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに、都道府県大規模氾濫減災協議会については、都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに組織するものとされている。ただし、協議会の設置にあたっては、構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、複数の協議会を組織すべきところを圏域や行政界などを考慮して一つの協議会として組織することや、国と都道府県で協議会を合同で開催することも可能である。また、既に設置されている他の協議会等の枠組みを活用することなども検討のうえ、地域の実情に応じて適切に設置されたい。

なお、都道府県大規模氾濫減災協議会については、対象河川数が多いこと等から、各都道府県における体制等の地域の実情等も踏まえて各都道府県知事の判断により組織するものとされているが、全ての対象河川において組織すべく努めるようお願いする。

また、同様に、協議会の対象河川以外の河川についても、多様な関係者が連携して

洪水被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することは有効であることから、協議会の取組の対象に含めることが望ましい。

協議会の設置にあたっては、水防法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約にその旨を明記する他、協議会が対象とする河川、協議会の構成員等を記載するものとする。協議会規約の記載例については別紙-1を参考とされたい。

3. 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく既存の協議会の改組

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組として既に組織されている減災対策協議会等の協議会は、原則として、今後速やかに水防法に基づく協議会に改組することとする。

4. 協議会の名称

協議会の名称については、設置主体の裁量に委ねられることとなる。改組前の既存の協議会の名称を用いるなど、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定されたい。

5. 協議会の構成員

協議会の構成員は以下のとおりとする。なお、これらの者から委任を受けた者を構成員とすることができる。委任にあたっては、発災時の対応において実務上責任を有する者などの協議会の趣旨を達成できる者を対象とされたい。

(1) 大規模氾濫減災協議会の構成員

ア 国：交通大臣

水防行政を担う大規模氾濫減災協議会の設置主体。

イ 当該河川の存する都道府県の知事

当該対象河川の存する地域の防災事務を担う立場で参画。

ウ 当該河川の存する市町村の長

当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。

エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。

オ 当該河川の河川管理者

当該対象河川の管理を担う立場で参画。

カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長

当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。

キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

その他の国土交通大臣が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。

- ・ 浸水が想定される近隣市町村
- ・ 広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
- ・ 避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊
- ・ 協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院

- ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等

(2) 都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員

ア 当該都道府県知事

当該都道府県の水防行政及び当該対象河川の存する地域の防災事務を担う都道府県大規模氾濫減災協議会の設置主体。

イ 当該河川の存する市町村の長

当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。

ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。

エ 当該河川の河川管理者

当該対象河川の管理を担う立場で参画。

オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長

当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。

カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の都道府県知事が必要と認める者

その他の都道府県知事が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。

- ・浸水が想定される近隣市町村
- ・広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
- ・避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊
- ・協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院
- ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等

また、都道府県大規模氾濫減災協議会には、大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的な助言や、災害時の広域的な協力等を求めるため、都道府県知事は地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長に参画を求めることが望ましい。この場合、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長は河川事務所長等を参画させるものとする。

6. 協議会の取組が対象とする外力

協議会の取組において対象とする外力が「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合」とされているのは、降雨規模（外力）の最大値を示しているものである。このため、想定最大規模降雨に満たない降雨規模であっても、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）規模の洪水が発生することが想定される場合には、当該洪水による被害を軽減するための対策が協議会の取組に含まれることとなる。

具体的にどのような外力を対象として各種の取組を進めるかは、当該河川の整備状況や地形特性なども踏まえ、協議会において決定するものとする。

7. 協議会の取組内容

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等

の実施状況等を十分に共有したうえで、以下の取組事項を参考に地域の実情等に応じた必要な取組について協議等を行うものとする。

なお、既に設置されている他の協議会等の取組と重複する項目がある場合については、会議の合同開催や、協議会間で効率的に協議等を進めるなど、適切に運用されたい。

(1) 協議会での取組事項

① 円滑かつ迅速な避難のための取組

①ー1 情報伝達、避難計画等に関する事項

ア 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認

- ・洪水時の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、洪水時に河川管理者から市町村に提供する河川状況等の情報の内容及び提供するタイミングを確認する。あわせて、直接市町村長等に河川の情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。

イ 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認

- ・「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月、内閣府(防災担当))を参考に、市町村が定めた洪水時における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。
- ・市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、その運用状況を確認する。

ウ 水害危険性(浸水想定及び河川水位等の情報)の周知

- ・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。
- ・「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」(平成29年3月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課)を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。

エ ICT等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実

- ・「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」等、国や都道府県が有している河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。
- ・緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。

オ 隣接市町村等への広域避難体制の構築

- ・各市町村において洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。

カ 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援

- ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況

を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及び地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。

- ・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。

①ー 2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

ア 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有

- ・国又は都道府県による想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該洪水浸水想定区域図を共有する（なお、共有された洪水浸水想定区域図については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員において確認する。）。

イ 洪水ハザードマップの作成・改良と周知

- ・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。
- ・「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成28年4月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。

ウ まるごとまちごとハザードマップの促進

- ・各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」（生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示）の取組状況を共有するとともに、「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」（平成29年6月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、取組の推進について検討・調整する。

エ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実

- ・各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。

オ 防災教育の促進

- ・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。

①ー 3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

ア 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備

- ・危機管理型水位計（※）の配置計画を検討・調整する。

※危機管理型水位計：現在、国土交通省のプロジェクトにおいて開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリー水位計。

- ・河川監視用カメラの配置計画（設置目的に応じた性能最適化・集約化等を含む）を検討・調整する。

イ 危機管理型ハード対策の実施

- ・危機管理型ハード対策（※）の概ね5年間の整備箇所について共有し、各構成員による減災対策が一体的な取組となるように検討・調整する。

※危機管理型ハード対策：現況の施設能力を上回る越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防天端の保護、裏法尻の補強により堤防構造を工夫する対策

ウ 河川防災ステーション等の整備

- ・河川防災ステーション等の整備に係る情報を共有し、河川管理者が実施する災害復旧だけでなく市町村等も水防活動を円滑に行える施設となるよう、設置位置及び規模等について検討・調整する。

エ 避難場所、避難経路の整備

- ・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、避難経路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、事業連携による効率的な整備となるよう検討・調整する。

② 的確な水防活動のための取組

②－1 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

ア 重要水防箇所の確認

- ・河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。

イ 水防資機材の整備等

- ・各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。
- ・河川防災ステーション等の情報を共有し、これを活用した円滑な水防活動について検討・調整する。

ウ 水防訓練の充実

- ・多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。

エ 水防に関する広報の充実

- ・各構成員の水防に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。

オ 水防団間での連携、協力に関する検討

- ・各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。

②－2 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

ア 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実

- ・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。

イ 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実

- ・市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能確保するために必要な対策（耐水化、非常用電源等の整備等）について検討・調整する。

ウ 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進

- ・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。
- ・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。

③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

ア 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等

- ・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する。

イ 浸水被害軽減地区の指定

- ・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定にあたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。

④ その他

ア 災害時及び災害復旧に対する支援強化

- ・国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討・調整する。

イ 災害情報の共有体制の強化

- ・各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。

(2) 分科会や幹事会等の設置

協議会の取組事項は多岐にわたることから、協議会の下に分科会や幹事会等を設置して、個別事項に関する検討や地区毎の検討を実施すること、協議会を円滑に運営するうえで有効である。

(3) 「地域の取組方針」の作成

協議会において検討・調整された取組や、確認・共有された取組については、協議会として取りまとめておくことが有効であるため、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、概ね5年以内で実施する取組内容等を「地域の取組方針」として取りまとめ、共有する。なお、「地域の取組方針」の名称及び形態等については、協議会の裁量において決定するものとする。

(4) 協議事項の尊重義務

協議会で協議が調った事項については、構成員は協議結果を尊重する義務を負うこととされていることから、「地域の取組方針」として取りまとめられた内容については各構成機関の計画等へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

(5) 取組内容の公表

協議会の取組内容等については、減災に関して広く住民等へ周知を図るため、各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努める。

8. 取組内容のフォローアップ

毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有し、必要に応じて取組内容を見直すなど、協議会として取組内容の点検・改善を行い、防災・減災の取組を継続的に推進するものとする。

9. 当面のスケジュール

協議会において、平成30年出水期までを目途に「地域の取組方針」を取りまとめることを目標に取組を進める。

10. 都道府県管理河川の取組に関する相談窓口

各地方整備局等においては、都道府県管理河川の取組を支援するための相談窓口を地域河川課等に設置する。また、都道府県においては、協議会の取組について不明な点等がある場合は相談窓口に問い合わせされたい。

別紙― 1

〇〇川圏域 大規模氾濫減災協議会 規約

(注) 当該記載例は「都道府県大規模氾濫減災協議会」を想定したものである。また、あくまで記載例のため、適宜内容を追加するなどの対応を図られたい。

(設置)

第〇条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「〇〇川圏域 大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(注) 協議会の名称については、その趣旨及び地域の実情等に鑑み、設置主体の裁量により決定されたい。なお、上記の通り、規約中に水防法に基づく協議会であることを明記することにより、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付した場合でも法定協議会として扱うことが可能である。

(目的)

第〇条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、〇〇川圏域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(注) 協議会は、「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会」であることを踏まえ、決定されたい。

(協議会の対象河川)

第〇条 協議会は、△△川、□□川、…その他〇〇川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。

(注) 協議会の検討対象となる洪水予報河川及び水位周知河川については、具体河川名をもって協議会の検討対象であることを明記する。なお、対象河川数が多い場合は別紙にて整理することも有効である。洪水予報河川又は水位周知河川以外の河川についても協議会の検討対象とする場合には、「その他〇〇川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする」等としてその旨を明らかにする。

(協議会の構成)

第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。

(注) 法定協議会の構成員には水防法第15条の10第2項第1号から第5号までに基づく必須構成員が含まれる必要があることに注意されたい。また、協議会の取組を実効性あるものにするためにも、必要に応じて分科会や幹事会等についても位置づけられたい。

(協議会の実施事項)

第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実

現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。

三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(注) 上記はあくまで事例であり、協議会の趣旨及び地域の実情等に応じた必要な取組について、協議会の裁量により決定されたい。

(協議会資料等の公表)

第〇条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(注) 協議会の資料、議事、取組状況等については、減災に関して広く住民等へ周知を図る視点から各関係機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努められたい。

(雑則)

第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第〇条 本規約は、平成 年 月 日から施行する。

○水防法

(昭和二十四年六月四日)

(法律第百九十三号)

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。
この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(平二九法三一・追加)

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。